

### ◆すべての人が対象です。

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本国内に住んでいる全ての人、世帯が対象です。

小松島市に住民登録をされている、いないにかかわらず、小松島市内に3ヶ月以上住んでいる方、または住む予定のある方が対象です。

### ◆国勢調査員とは

9月上旬から国勢調査員が皆さんのお家を訪問します。

国勢調査員とは市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員で、統計法による守秘義務が課せられています。

国政調査員は、「国政調査員証」「腕章」を身につけています。(下図参照)



### ◆国勢調査は回答の義務があります

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。

また、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

### ◆個人情報厳格に保護されます

国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められています。

インターネット回答における通信は、すべて暗号化(SSL/TLS方式)されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

### ◆かたり調査にご注意ください

国勢調査の調査員をよそおい個人情報を聞き出す「かたり調査」にご注意ください。

皆さんが調査票を提出する前に調査項目の内容を電話でおたずねすることはありません。

不審な電話・電子メールなどがあったときは、即答せず、小松島市国勢調査実施本部(☎32-3803)へご連絡ください。

外国人の皆様へご協力をお願いします。

## 国勢調査 2015

### 关于实施人口普查的通知

日本国政府将实施截至2015年10月1日的人口普查。

人口普查，是依据法律实施的统计调查。平时在日本国内居住的所有人员，不论是哪国国籍，均为调查对象，均有义务进行回答。

您填写的调查表，将利用于制作统计数据，绝不会用于出入境管理及警方调查等目的。

自9月上旬起，人口普查员将拜访各户家庭，分发调查文件。

人口普查的结果，在制定外国人也能方便生活的城市建设等政策时，将作为基础资料使用。

人口普查  
2015年10月1日

### Information about conducting the Population Census

As of October 1, 2015, the Japanese government will be conducting a Population Census.

The Population Census is a statistical survey which is conducted according to the law and covers everyone living in Japan, regardless of nationality. You are legally required to respond.

Your responses will be used to create statistics and will not be used in any way for immigration control, police investigations, or other such purposes.

Starting at the beginning of September, Population Census Workers will visit all households to distribute Census forms.

The data collected from the Population Census will be used as a baseline for city planning and other measures which benefit foreign residents as well as Japanese citizens.

Population Census  
October 1, 2015

### 国勢調査コールセンター



0570-07-2015

※IP電話の場合 03-4330-2015

■設置期間／平成27年10月31日まで

■受付時間／午前8時～午後9時(土日祝日もご利用いただけます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。

※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

## 総務省・徳島県・小松島市